多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年9月1日 皆 野 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第7条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号	2号	3号	4号	地域	重点区域との	実施期間	実施主体
事業	事業	事業	事業		重複の有無		
				皆野町三沢小			
				根、大谷、茗荷			
0				沢、小山、強石、	無	H29∼R3	下三沢環境を守る会
				諏訪平、渕ノ尾、			
				来谷、芳ノ入、小			
				平			
				皆野町野巻高橋			
0				沢、朝日、薄谷、	無	H29∼R3	朝日環境保全組合
				前原、ウチテ、神			
				ノ巻			
	0			皆野町国神神	無	R2 ∼R6	柴岡集落協定
				田、入沢、			
				皆野町野巻稲干			
	0			場、柏木、名土、	無	R 2∼R6	桜谷集落協定
				桜谷			